

関係規程

社会福祉法

第 45 条の 36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

- 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければならない。
- 3 第 32 条の規定は、前項の認可について準用する。
- 4 社会福祉法人は、第 2 項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第 31 条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁に認可を受けなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 社会福祉事業の種類
- 四 事務所の所在地
- 五 評議員及び評議員会に関する事項
- 六 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。）の定数その他役員に関する事項
- 七 理事会に関する事項
- 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 九 資産に関する事項
- 十 会計に関する事項
- 十一 公益事業を行う場合には、その種類
- 十二 収益事業を行う場合には、その種類
- 十三 解散に関する事項
- 十四 定款の変更に関する事項
- 十五 公告の変更

第 32 条 所轄庁は、前条第 1 項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第 25 条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

社会福祉法施行規則

第3条 社会福祉法人は、法第45条の36第2項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

- 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類
 - 二 変更後の定款
- 2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。
- 一 当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類
 - 二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類
 - 三 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- 3 第1項の定款の変更が、当該社会福祉法人が従来經營していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。
- 4 第2条第3項及び第5項の規定は、第1項の場合に準用する。

第4条 法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第31条第1項第四号に掲げる事項
 - 二 法第31条第1項第九号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）
 - 三 法第31条第1項第十五号に掲げる事項
- 2 前条第1項の規定は、法第45条の36第四項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第1項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。